

1 検 査 率

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	9,497	408,435,707		
	申請 (M)	8,634	342,175,843	4,497	64,931,094
	決定 (N)	8,629	324,204,706	4,492	62,421,128
	比率 (N/M)	99.9	94.7	99.9	96.1
市町村	被害報告	(3) 7,509	(121,667) 169,552,824		
	申請 (M)	(3) 6,732	(121,667) 118,110,615	(2) 4,649	(30,227) 43,501,062
	決定 (N)	(3) 6,731	(121,667) 113,855,576	(2) 4,648	(30,227) 42,062,134
	比率 (N/M)	100.0	96.4	100.0	96.7
計	被害報告	(3) 17,006	(121,667) 577,988,531		
	申請 (M)	(3) 15,366	(121,667) 460,286,458	(2) 9,146	(30,227) 108,432,156
	決定 (N)	(3) 15,360	(121,667) 438,060,282	(2) 9,140	(30,227) 104,483,262
	比率 (N/M)	100.0	95.2	99.9	96.4

- (注)
- 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 - 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
 - 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
 - 4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
 - 5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
4,137	277,244,749	52.1	19.0	47.9	81.0
4,137	261,783,578	52.1	19.3	47.9	80.7
100.0	94.4				
(1)	(91,440)				
2,083	74,609,553	69.1	36.8	30.9	63.2
(1)	(91,440)				
2,083	71,793,442	69.1	36.9	30.9	63.1
100.0	96.2				
(1)	(91,440)				
6,220	351,854,302	59.5	23.6	40.5	76.4
(1)	(91,440)				
6,220	333,577,020	59.5	23.9	40.5	76.1
100.0	94.8				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
 とは、机上で資料により決定したものである。